

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1. 事業所の概要

事業所名	見沼区北部圏域地域包括支援センターさいたまやすらぎの里
所在地	さいたま市見沼区卸町2-2 1-1
事業者指定番号	第 1106500083号
連絡先	電話：048-680-3289
サービス提供地域	見沼区北部圏域（見沼区春岡地区全域）

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
保健師等	常勤 1名以上
主任ケアマネジャー	常勤 1名以上
社会福祉士	常勤 1名以上

3. サービス提供時間

平日	9:00 ～ 18:00
土曜・祝日	9:00 ～ 18:00

※ 年末年始（12月29日～1月3日）は休業となります。

※ 時間外の緊急電話は、特別養護老人ホーム当直にて受け付けます。

4. 料金について

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限を受けた場合は、法定代理受領ができなくなるため、いったん1ヵ月あたりの利用料金を頂きます。その場合は、サービス提供証明書を発行します。後日市町村の窓口で必要な手続きをしていただくと、全額払い戻しを受けられます。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。
- (3) 介護報酬改定、関係法令の改正、その他制度変更があった場合には、利用料金及び算定方法は変更されることがあります。また、利用料金は、厚生労働大臣又はさいたま市が定める基準によるものとします。

5. 当センターのサービスの方針等

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者とその家族の立場に立ち、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援します
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスや福祉サービスが、多様な事業者及び地域資源から総合的かつ効率的に提供されるように支援します
- ③ 事業の提供にあたって、利用者そのご家族に対し理解しやすいように、懇切丁寧に説明を行います
- ④ 利用者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けるサービス事業者について複数の事業者の紹介を求めることができます。また、当センターに対して当該事業者を選定した理由の説明を求めることができます。
- ⑤ 利用者の心身の状況に応じた適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うにあたり、必要であれば医師、看護師、リハビリ専門職、その他の医療関係者へ情報提供や必要な連携を行います。また、医療的な配慮が必要な場合には、利用者の同意を得たうえで主治医等の意見を求め、あるいは介護予防サービス・支援計画書等の情報を提供します。
利用者が医療機関へ入院する際には、円滑な連携を図るため、担当職員の氏名及び連絡先を入院先医療機関へお伝えいただくようお願いします。

6. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき予め聴取した家族、主治医、救急機関等に連絡します。

7. 業務継続計画

感染症や自然災害等の発生時においても、利用者に必要な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを継続的に提供できるよう業務継続計画を策定します。

また、業務継続計画に基づき、職員研修及び訓練を定期的を実施します。

8. 虐待の防止に関する事項

高齢者虐待の発生及び再発防止のため、虐待防止委員会や虐待対応専門員の配置、指針の整備、職員研修の参加及び実施を行います。

また、高齢者虐待の疑いがある事案を把握した場合は、高齢者虐待防止法その他関係法令に基づき、市町村へ通報を行うと共に関係機関と連携し適切に対応します。

9. 感染症対策

感染症の発生及びまん延防止のため、委員会の開催及び参加、指針の整備、職員研修・訓練を実施し、感染症対策の推進に努めます。

10. ハラスメント防止の取組と対応

- (1) 利用者またはその家族からの苦情・相談・ハラスメント等に対応する窓口を設置し、その指針の策定と必要な措置を講じます。利用者及びその家族とセンター職員の信頼関係のもとで適切なサービス提供を行うことを基本とするものであり、皆様のご協力をお願いいたします。
- (2) 次のような行為はハラスメントに該当する場合があります。これらの行為があった場合には改善をお願いしたうえで、改善が認められない場合には契約書第8条に基づき契約解除となる場合があります。
 - ・暴言・暴力行為
 - ・威圧・脅迫的、人格否定言動
 - ・執拗な苦情
 - ・長時間電話
 - ・セクシュアルハラスメント
 - ・SNS等での誹謗中傷
 - ・過剰要求
 - 等

11. 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

地域包括支援センター さいたまやすらぎの里	電話番号	048-680-3289
	FAX番号	048-680-3230
	相談員（責任者）	荻原 健介
	対応時間	9:00～18:00

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

さいたま市役所 介護保険課	電話番号	048-829-1264
	対応時間	9:00～17:15（土日祝日を除く）
見沼区役所 高齢介護課	電話番号	048-681-6068
	対応時間	9:00～17:15（土日祝日を除く）
埼玉県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号	048-824-2568
	対応時間	9:00～17:00（土日祝日を除く）

※ 国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

12. 運営主体の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 安心会
代表者名	理事長 片居木 裕明
本社所在地・電話	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-928-1 電話 : 042-921-5522
業務の概要	高齢者福祉事業・身体障害者福祉事業・保育事業

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 見沼区北部圏域地域包括支援センターさいたまやすらぎの里

(指定登録番号 第1106500083号)

説明者 _____

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

代理人又は立会人 氏 名 _____ 印